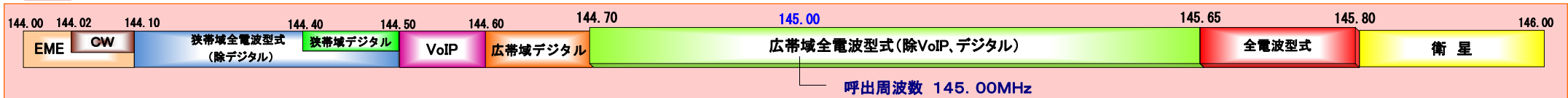
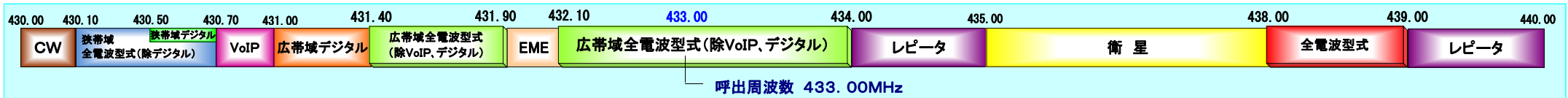


アマチュアバンド使用区別早見表(144MHz帯、430MHz帯)

VHF帯 144MHz帯 [単位:MHz]

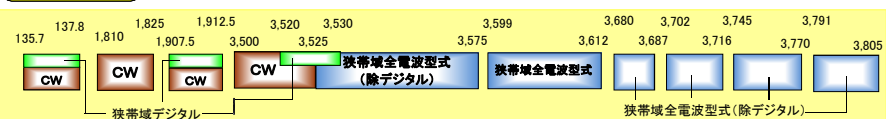


UHF帯 430MHz帯 [単位:MHz]

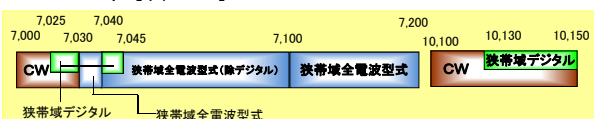


アマチュアバンド使用区別早見表(HF帯,50MHz帯,UHF帯,SHF帯)

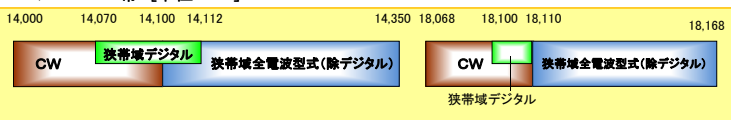
MF/HF帯 135kHz帯 / 1.9 / 3.5 / 3.8MHz帯 [単位:kHz]



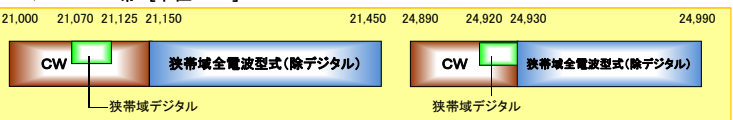
7 / 10MHz帯 [単位:kHz]



14 / 18MHz帯 [単位:kHz]



21 / 24MHz帯 [単位:kHz]



VHF帯 50MHz帯 [単位:MHz]



SHF帯 5.6GHz帯 [単位:GHz]



10.1 / 10.4GHz帯 [単位:GHz]



電話(FMトランシーバー)の運用は、この範囲内に限られています。

使用区別の見方

全電波型式	すべての電波型式
広帯域全電波型式 (除デジタル)	・占有周波数帯幅が3kHzを超える通信 ・FMモードによる電話通信 ・FMモードでマイクロホン端子に電鍵などで断続した可聴周波数のモーリス符号を入力して行う通信 ・FMモードによるSSTVやFAX等の通信
広帯域デジタル	占有周波数帯幅が3kHzを超えるデジタル通信 主として、VHF帯以上で行われているパケット通信等
VoIP	音声圧縮してパケットに変換した上で、インターネット接続網を介した通信 (D-STARやエコーリンク等)
狭帯域全電波型式 (除デジタル)	・占有周波数帯幅が3kHz以下の通信 (A3Eにあっては占有周波数帯幅6kHz以下) ・SSB、AM等の振幅変調方式の送信機を使った電話通信 ・AMモードでマイクロホン端子に電鍵などで、断続した可聴周波数のモーリス符号を入力して行う電報や、可聴周波数で変調した電波を電鍵などでもモーリス符号を送る電報等の通信 ・SSBモードによるSSTVやFAX等の通信
狭帯域デジタル	占有周波数帯幅が3kHz以下のデジタル通信 主として、RTTYやPSK31等
CW	モーリス符号により搬送波を断続して行う無線通信
衛星	人工衛星を利用して行う通信
EME	月面反射通信
レピータ	中継局を介して行うFMモードの通信
アシスト	SHF帯のデジタル通信において、中継局間を結ぶ通信
ATV、高速デジタル	・SSTVを除くテレビジョン通信 ・占有周波数帯幅が9MHzを超えるデータ通信
ビーコン	標識信号を送出する電報
デジタル	データ通信 (RTTY、PSK31、パケット通信等)

- 無線機にセットする送信周波数は、その占有周波数帯幅を十分に考慮し、いかなるエネルギーの放射もこのアマチュアバンド内に収まるようにし、エッジ(端)周波数はセットしないでください。(無線局運用規則第257条)
- 各使用区別ごとの上限周波数は、当該周波数区別に含まれますが、下限周波数は含まれませんのでご注意ください。

この使用区別に違反して運用した場合は、電波法に基づき無線局の運用停止などの行政処分の対象となります。

※詳しくは「アマチュア局用電波法令集抄録」をご覧ください。(電波法第61条、無線局運用規則第258条の2、平成21年総務省告示第179号 平成21年3月30日施行)